

○その他公募要領に定める基準に適合しないとき

■ 実績報告書に必要な書類 ■

○補助対象のすべての経費について、次のA～Eの5つの段階の証拠書類と、Fの補助事業を実施したことがわかる資料の添付が必要です。

A	B	C	D	E
見積 ○見積書⑤/料金表/カタログ等価格と内容のわかる書類 ◆税込100万円を超える発注については、2者以上の見積書等(公募要領 p18 参照)が必要です。 ◆中古品の購入は100万円以下でも2者以上の見積書が必要です。	発注契約 ○発注書/契約書/申込書/発注日の確認できる書類/相手の受注確認書等の⑤ ◆令和6年10月1日以降であること	納品検収 ○納品書/完了報告書等⑤ ◆令和7年9月30日以前であること ◆品名・数量等が確認できるものであること	請求 ○請求書⑤ ◆宛名が補助事業者名と一致するものであること	支払 ○支払確認が可能な資料 ※支払方法により必要な書類が異なります。下欄を参照してください。 ◆宛名が補助事業者名と一致するものであること ◆令和7年9月30日以前であること ◆クレジットカード払いのときは取引日ではなく、口座からの引き落とし日が令和7年9月30日以前であること
「現金払い(電子マネー・バーコード決済での支払いを含む)」での「市販品」の購入のときは不要 (レシート等のみで可)				

F	必要な支払関係書類	
確認資料 ○補助事業の実施状況が確認できる資料 ・物品等の写真 ※型番・品番が確認できるもの ・チラシ等の成果物 ・提供を受けたサービスに係る報告書 など	銀行振込(原則) ●通帳の該当ページ・口座名義が確認できるページ⑤/ 振込日・口座名義が確認できるネットバンキング記録のプリントアウト/銀行振込明細書⑤ / 振込金受取書⑤ / →上記いずれかを提出 現金払い ●レシート⑤ / 領収書⑤ 【税抜10万円以下の支払いに限り】 ※現金払いが認められる支払いに限り、電子マネー・バーコード決済での支払いも可	クレジットカード払い 【1回払いに限り】 ●領収書⑤※ / クレジットカード売上票のお客様控え⑤ ※クレジットカードが明記されていること ●カード会社発行の「カード利用代金明細書」⑤ ※Webからのプリントアウトでも可 ●クレジットカード決済口座の通帳の該当部分⑤ →上記3点全ての提出が必要
	ネット通販等のインターネット取引の場合の追加書類 ●注文完了画面かメールのプリントアウト ●納品書※¹ / 発送完了画面かメールのプリントアウト※² / 配送伝票⑤ ※¹ 商品に同封されているもの⑤ / 注文履歴からプリントアウトしたもの ※² 補助事業者の住所が確認できるもの ●【カード払いのとき】クレジットカード払いがわかる注文完了画面のプリントアウト →上記3点全ての提出が必要	